

【様式1】

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
アプリケーションソフトウェアライセンスの購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 3. 10	東芝情報機器㈱ 東京都江東区豊洲5-6-15	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 マイクロソフトオフィスソフトの購入形態であるGEA（契約期間中はバージョンアップすることができる方式）で購入するものであり、250式未満は新規調達ができず、追加購入する方法しか採ることができない。よって、追加購入するための契約相手方は、既存の購入分の契約相手方に限られるため、東芝情報機器株式会社と購入契約を締結するものである。	8,474,760	8,474,760	100%	—	MS Officeのライセンス購入について、GOLP又はGEAで購入する方法があるが、最も経済的に調達するには、GEAで購入し、かつ、期間補正を受ける必要がある、そのためには基本となるライセンス調達において落札した相手方としか契約できないため。	平成27年度	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
東京高地簡裁庁舎発電設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.1.10	㈱関電工 東京都港区芝浦4-8-33	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	23,215,500	23,100,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
長崎地裁庁舎他1庁機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.1.20	㈱三晃空調 大阪府北区西天満3-13-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,961,500	6,951,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎外構等工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.1.29	松井建設㈱ 東京都中央区新川1-17-22	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	19,897,500	19,110,000	96%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
東京高地簡裁庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.1.31	三機工業㈱ 東京都中央区明石町8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	34,177,500	34,125,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
最高裁判所耐震改修工事実施設計業務第2回変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H26.2.3	櫛椋設計 東京都品川区東品川 2-1-11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階において新たに判明した事情に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している櫛椋設計のみでしか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	3,969,000	3,958,500	99%	—	本件業務は、工事の施工段階において新たに判明した事情に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している櫛椋設計のみでしか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)①ニ(ロ) 記1.(2)①ニ(ハ)	
鹿児島地家裁鹿屋支部庁舎新営実施設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H26.2.6	櫛椋企画設計 東京都千代田区岩本 町2-5-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、櫛椋企画設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	3,286,500	3,255,000	99%	—	本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、櫛椋企画設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)①ニ(ロ) 記1.(2)①ニ(ハ)	
鹿児島地家裁鹿屋支部庁舎新営設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H26.2.6	ダイダン櫛 大阪市西区江戸堀1- 9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	20,254,500	19,950,000	98%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
長崎地家裁五島支部庁舎新営等建築工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H26.2.6	星野建設櫛 長崎県島原市梅園町 丁2870-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	75,117,000	75,075,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長崎地家裁五島支部庁舎新當設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.2.6	こばた電設㈱ 長崎県五島市吉田町 2532-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,363,000	6,300,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
熊本地家裁阿蘇支部庁舎新當等工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.2.6	榎増永組 熊本市中央区水前寺 3-3-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	14,311,500	14,280,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
長崎地家裁大村支部庁舎新當設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.2.7	大成設備㈱ 東京都新宿区西新宿 6-8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,667,500	6,615,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
長崎地家裁五島支部庁舎新當実施設計その2業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.2.10	㈱都市環境設計 大阪市浪速区恵美須 西2-14-30	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱都市環境設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,627,500	1,627,500	100%	—	本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱都市環境設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)㊸ニ(ロ) 記1.(2)㊸ニ(ハ)	
熊本地家裁阿蘇支部庁舎新當実施設計その2業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区集町4-2	H26.2.10	㈱都市環境設計 大阪市浪速区恵美須 西2-14-30	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱都市環境設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,068,500	2,047,500	98%	—	本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱都市環境設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)㊸ニ(ロ) 記1.(2)㊸ニ(ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長崎地家裁大村支部庁舎新営実施設計その2業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 2. 10	㈱綜企画設計 東京都千代田区岩本 町2-5-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱綜企画設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,543,500	1,522,500	98%	－	本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱綜企画設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
大阪高地簡裁庁舎電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 2. 13	㈱きんでん 大阪市北区本庄東2- 3-41	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	83,643,000	81,900,000	97%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
長崎地家裁大村支部庁舎新営等建築工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 2. 14	㈱安藤・間 東京都港区赤坂6-1- 20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	20,895,000	20,895,000	100%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
札幌高地裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 2. 19	ダイダシ㈱ 大阪府西区江戸堀1- 9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	1,008,000	997,500	98%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
司研庁舎図書館棟外部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 3. 3	日新工業㈱ 東京都新宿区四谷4- 11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,872,500	8,694,000	97%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
青森地家裁十和田支部庁舎外構等工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.3	柳田中組 青森県十和田市大字 三本木字本金崎230-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,111,000	6,090,000	99%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
札幌高地裁判庁舎耐震改修工事第6回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.5	清水建設㈱ 東京都中央区京橋2-16-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	217,705,127	217,665,000	99%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.6	三機工業㈱ 東京都中央区明石町8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,455,000	7,350,000	98%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
和歌山地家簡裁庁舎新宮建築工事第7回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.7	柳竹中工務店 大阪市中央区本町4-1-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	60,070,500	60,060,000	99%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
長崎地裁庁舎他1庁機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.7	柳三晃空調 大阪市北区西天満3-13-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,604,000	2,467,500	94%	－	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
最高裁判所舎仮執務室整備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.7	鹿島建設㈱ 東京都港区元赤坂1-3-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	36,838,800	36,720,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎外構等工事第5回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.11	松井建設㈱ 東京都中央区新川1-17-22	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,510,500	10,500,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
最高裁判所耐震改修工事実施設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.20	榑梓設計 東京都品川区東品川2-1-11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榑梓設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	47,077,200	46,980,000	99%	—	本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榑梓設計のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)㊸ニ(ロ) 記1.(2)㊸ニ(ハ)	
大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第7回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.3.25	鹿島建設㈱ 東京都港区元赤坂1-3-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	31,552,500	31,500,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
現行日本法規10204号ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26.1.17	榑ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	1,923,060	1,923,060	100%	—	当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2)㊸ニ(ニ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準2014年版の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 2. 25	(公財) 日弁連交通事故相談センター 東京都千代田区霞が関1-1-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2, 404, 800	2, 404, 800	100%	—	当該物品は、契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ(ニ)	
新判例体系公法編(607号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 東京都千代田区隼町4-2	H26. 3. 7	新日本法規出版株式会社 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2, 098, 460	2, 098, 460	100%	—	当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ(ニ)	
前橋地家簡裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 1. 27	ヤマト株式会社 前橋市古市町118	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8, 715, 000	8, 610, 000	98%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
宇都宮地家簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 2. 14	佐田建設株式会社 前橋市元総社町1-1-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	35, 448, 000	35, 385, 000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
宇都宮地家簡裁庁舎改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 2. 20	佐田建設株式会社 前橋市元総社町1-1-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9, 114, 000	8, 295, 000	91%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	



契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宇都宮地家裁大田原支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 2. 21	那須土木㈱ 栃木県大田原市中央 1-13-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,867,500	10,815,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
横浜家裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 2. 26	日本装芸㈱ 東京都大田区矢口1- 4-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,129,000	3,097,500	98%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
横浜地家裁川崎支部庁舎煙突改修等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 10	㈱エス・ティー・シー 横浜市旭区川井宿町1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,223,500	3,150,000	97%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
甲府地家裁都留支部仮庁舎新営等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 10	三井建設工業㈱ 甲府市飯田4-1-33	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,877,500	6,720,000	97%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
前橋地家裁沼田支部庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 11	ダイダン㈱ 大阪府西区江戸堀1- 9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,376,000	5,197,500	96%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水戸地家簡裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 17	三機工業㈱ 東京都中央区明石8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	36,498,000	36,225,000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
東京家簡裁庁舎電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 18	昭和アステック㈱ 東京都港区東新橋2-7-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,069,500	10,027,500	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
横浜地裁庁舎機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 19	日本装芸㈱ 東京都大田区矢口1-4-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,877,000	2,866,500	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
長野地裁飯田支部飯沼宿舍改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 19	伊賀良建設㈱ 長野県飯田市上殿岡5-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,875,000	7,875,000	100%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
新潟地裁川岸町宿舍B棟改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 20	榎吉久建設 新潟県長岡市中島5-7-50	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,197,500	5,197,500	100%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
横浜地家裁川崎支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 25	㈱大藤建設 神奈川県川崎市高津区末長1-45-28	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	11,518,500	10,920,000	94%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
宇都宮地家裁大田原支部庁舎耐震改修等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部 勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H26. 3. 25	那須土木㈱ 栃木県大田原市中央1-13-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,530,500	2,520,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
京都家裁庁舎他4庁舎煙突改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 1. 30	㈱関西リベア工業 京都市左京区一乗寺大田原町20-5	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	11,896,500	11,896,500	100%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
大津地家裁庁舎他1庁舎煙突改修等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 2. 4	丸杉建設㈱ 滋賀県甲賀市水口町新城625-100	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	1,165,500	1,160,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
大阪地家裁岸和田支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 2. 27	㈱アキラ 大阪市阿倍野区昭和町2-13-2	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,114,000	9,093,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪裁判所電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 3. 11	日装電業㈱ 大阪市旭区大宮4-8-19	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,475,500	3,444,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
妙寺簡裁庁舎新営等工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 3. 25	㈱田原建設 奈良県五條市二見1-1-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,667,000	2,660,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
神戸地家裁尼崎支部庁舎新営実施設計業務設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H26. 3. 25	㈱安井建築設計事務所 大阪府中央区島町2-4-7	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本件業務は原設計業務の追加業務であり、本件業務を行う相手方は、設計内容を熟知し、詳細な設計情報に精通していることが必要であるため、原設計業務の契約相手方である㈱安井建築設計事務所しか契約の相手方になり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	3,276,000	3,265,500	99%	－	本件業務は原設計業務の追加業務であり、本件業務を行う相手方は、設計内容を熟知し、詳細な設計情報に精通していることが必要であるため、原設計業務の契約相手方である㈱安井建築設計事務所しか契約の相手方になり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)㊸ニ(ロ) 記1.(2)㊸ニ(ハ)	
金沢地家裁小松支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	㈱竹中建設 石川県小松市島田町二19	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	567,000	567,000	100%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
岐阜地家裁御嵩支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	新興建設㈱ 岐阜県多治見市陶元町61	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	1,428,000	1,417,500	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
津地家簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	榊山口工務店 三重県伊勢市浦口2-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	11,817,750	11,812,500	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
尾鷲簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	榊岡田建設 三重県多気郡大台町佐原555-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	808,500	808,500	100%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
名古屋家簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	榊浅沼組 大阪市天王寺区東高津町12-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	14,437,500	14,427,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
中津川簡裁本町宿舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H26. 3. 20	セントラル建設㈱ 岐阜県恵那市大井町1202-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	829,500	829,500	100%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
広島高地簡裁庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下 実 広島市中区上八丁堀2-43	H26. 3. 24	榊安藤・間 東京都港区赤坂6-1-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	41,057,400	40,950,000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
鹿児島地家裁庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 1. 17	九錦設備工業㈱ 鹿児島市南栄2-7-15	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,688,000	2,572,500	95%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
那覇地家裁沖繩支部庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 2. 6	沖繩水質改良㈱ 那覇市曙3-20-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,612,000	3,570,000	98%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
佐賀地家裁武雄支部庁舎新営機械設備等工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 2. 21	大成設備㈱ 東京都新宿区西新宿 6-8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,583,500	6,562,500	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
佐賀地家裁武雄支部庁舎新営等建築工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 2. 21	唐津土建工業㈱ 佐賀県唐津市二タ子 2-7-51	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	15,120,000	15,015,000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
大分地家裁庁舎電気設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 3. 14	河野電気㈱ 大分市田室町8-33	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,649,500	9,450,000	97%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宮崎地家裁庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 3. 20	三機工業㈱ 東京都中央区明石町 8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,962,000	10,920,000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊦口	
宮崎地家裁庁舎電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H26. 3. 20	㈱九南 宮崎市大字赤江2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	14,952,000	14,700,000	98%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊦口	
青森地家裁庁舎電気設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 1. 30	興陽電設㈱ 青森県八戸市城下4- 10-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,164,000	10,080,000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊦口	
盛岡地家裁遠野支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 2. 6	青木あすなる建設㈱ 東京都港区芝4-8-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	18,994,500	18,375,000	96%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊦口	
仙台地家裁登米支部庁舎新営等建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 2. 26	飛鳥建設㈱ 神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	60,795,000	60,375,000	99%	—	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊦口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
仙台地家裁登米支部庁舎新営設備工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 2. 26	大成設備㈱ 東京都新宿区西新宿 6-8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	36, 172, 500	36, 120, 000	99%	－	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	
仙台地家裁登米支部庁舎新営実施設計その2業務第2回変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 2. 26	㈱相和技術研究所 東京都品川区上大崎 2-18-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、業務中における業務内容の変更であり、当該業務内容の変更は、原契約に基づく業務を実施している契約者のみで行うことができないため。	2, 520, 000	2, 499, 000	99%	－	本件業務は、業務中における業務内容の追加であり、当該業務内容の追加は、原契約に基づく業務を実施している㈱相和技術研究所のみでしか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ①ニ(ロ) 記1. (2) ①ニ(ハ)	
山形地家裁鶴岡支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 3. 6	㈱マルゴ 山形県鶴岡市神明町 12-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7, 959, 000	7, 959, 000	100%	－	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	
盛岡地家裁庁舎機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 3. 11	第一設備工業㈱ 東京都港区芝浦4-15- 33	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	12, 862, 500	12, 852, 000	99%	－	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	
秋田地家裁庁舎電気設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 3. 19	本荘電気工業㈱ 秋田市八橋本町3-3-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	15, 582, 000	15, 540, 000	99%	－	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	



契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
盛岡地家裁花巻支部庁舎熱源等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 3. 19	第一設備工業㈱ 東京都港区芝浦4-15-33	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,740,500	2,730,000	99%	－	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸㊹	
盛岡地家裁遠野支部庁舎改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H26. 3. 19	青木あすなろ建設㈱ 東京都港区芝4-8-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	27,825,000	27,772,500	99%	－	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸㊹	
松山地家裁大洲支部庁舎新営実施設計等その2業務	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸 高松市丸の内1-36	H26. 1. 28	㈱丸川建築設計事務所 岡山市北区駅前町1-5-18	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱丸川建築設計事務所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	850,500	840,000	98%	－	本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱丸川建築設計事務所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)㊸(ロ) 記1.(2)㊸(ハ)	
高松高地簡裁庁舎耐震改修設計その2業務変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸 高松市丸の内1-36	H26. 1. 28	㈱構造計画研究所 東京都中野区本町4-38-13 日本ホルスタイン会館内	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階における追加要望に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱構造計画研究所のみで行うことができないため。	3,370,500	3,360,000	99%	－	本件業務は、工事の施工段階において新たに判明した事情に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱構造計画研究所のみで行うことができないため。	記1.(2)㊸(ロ) 記1.(2)㊸(ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
松山地家裁大洲支部庁舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本利幸 高松市丸の内1-36	H26. 2. 19	榑岡崎工務店 松山市福音寺町239	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	28,518,000	28,507,500	99%		本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
高松高地簡裁庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本利幸 高松市丸の内1-36	H26. 2. 26	飛鳥建設㈱ 神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	149,205,000	149,100,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
松山地家裁大洲支部庁舎新営実施設計等その2業務変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本利幸 高松市丸の内1-36	H26. 2. 26	榑丸川建築設計事務所 岡山市北区駅前町1-5-18	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階における追加要望に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している榑丸川建築設計事務所のみで行うことができないため。	3,864,000	3,864,000	100%	—	本件業務は、工事の施工段階における追加要望に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している榑丸川建築設計事務所のみで行うことができないため。	記1.(2)①ニ(ロ) 記1.(2)①ニ(ハ)	
四国中央簡裁庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本利幸 高松市丸の内1-36	H26. 3. 17	三井住友建設㈱ 東京都中央区佃2-1-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,257,500	2,205,000	97%	—	本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
鳴門簡裁庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸 高松市丸の内1-36	H26. 3. 20	榑亀井組 徳島県鳴門市撫養町 立岩宇七枚114	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	1,144,500	1,050,000	91%	—	本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
松山地家裁大洲支部庁舎新営設備工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸 高松市丸の内1-36	H26. 2. 21	扶桑建設工業㈱ 東京都中央区新川1- 23-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	1,680,000	1,680,000	100%	—	本件工事は、設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	